

二本木連合墓地管理規約

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、二本木連合墓地管理委員会と称し、事務所を安城市緑町 1 丁目 25- 3 に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は、二本木連合墓地に、墓地を使用する者を以て組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は、二本木連合墓地の維持・管理を円滑に図ることを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 二本木連合墓地の維持・管理に関すること。
2. 二本木連合墓地の墓地使用及び返還に関すること。
3. その他必要な事項について。

(役 員)

第 5 条 本会は、次の役員を置く。

1. 会長 1 名・副会長 2 名・会計 1 名 および委員若干名
但し、副会長 1 名は連合町内会長とする。

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を遂行する。

1. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
2. 会計は、本会の経理を担当し、事務局は町内会に置く。

第 7 条 本会の三役は、総会において承認し、任期は、1 年とし再選を妨げない。

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、墓地総会及び役員会とする。

1. 総会は、本会の事務管理及び執行に関する基本事項を決定し 年 1 回開催する。
必要に応じ臨時総会を開くことができる。
2. 役員会は、必要のつど開催し、必要事項を審議する。

第 9 条 本会の会議は、会長がこれを召集する。

(墓地使用者の資格)

第 10 条 墓所を使用することができる者は、二本木連合町内会区域に在住する世帯主(町内会費納入者)とする。

ただし、墓所の使用权を承継した者については、この限りでない。

(使用料)

第 11 条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、運用細目に定める額の使用料を使用の許可の際 納付しなければならない。

2. 前項の規定により納付された使用料は、還付しない。
ただし、運用細目で定めるところにより、その一部を還付することができる。

(墓所の返還)

第 12 条 使用者は、墓所が不用になったとき又は墓地委員会により使用の許可を取り消されたときは、当該墓所を原状に回復し、返還しなければならない。

(使用権の消滅等)

第 13 条 使用者が死亡した場合又は住所不明若しくは生死不明となり 10 年を経過した場合において、当該使用者の地位を承継する者が判明しないときは、当該墓所の使用権は、消滅する。

2. 墓地委員会は、前項の規定により使用権が消滅したときは、その墳墓を別に定める場所に移し、又は改葬することができる。

(会 計)

第14条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1日より翌年 2月末日までとする。

第15条 会計の経理報告は、総会の承認を必要とする。

第16条 本会の会費は、年 1000 円/基とする。

(付 則)

この規約は、平成 30 年 5 月 13 日より施行する。この改廃は、総会の審議を必要とする。

共同墓地 設立年月日 大正 8 年 3 月 6 日

(規約改定経緯)

1. 昭和53年 7月 覚書 起

2. 平成12年 3月23日 規約制定

3. 墓地分譲方法の制定・改定

(平成 9 年 11 月 15 日制定、平成 10 年 2 月 28 日改定、平成 17 年 11 月 5 日)

4. 平成 30 年 5 月 13 日 規約見直し

二本木連合墓地管理 運用細目

二本木連合墓地管理委員会(以下「墓地委員会」という)の運用について定める。

1 墓地の維持・管理について

(1)墓地委員会事務局について

二本木連合町内会に事務局を委任する。

(2)墓地の維持・管理について

日常の保守に係わる修繕等は事務局に一任する。

事務局は適宜、墓地委員会に連絡するものとする。

(3)役員・委員手当について

維持管理業務に係わった役員・委員には一定額の対価を支払う。

(4)役員・委員について

当面(平成30年)は町内会関係者等から選任された役員が実務に当たる。

墓地運営に協力いただける方は墓地委員会に連絡ください。可能な範囲で登用します。

2. 墓地使用および返還については次による。

(1)使用者の管理義務

使用者は、常に墓所を清掃し、墳墓の管理に努めるとともに、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置をしなければならない。

(2) 使用料

一区画当たりの価格は墓地委員会の議決による価格とする。

参考：平成29年度現在価格 20万円 (1.0m×1.0m)

(3) 転売、区画交換は出来ないものとする。

各個人(世帯主)相対による、譲渡又は区画交換は出来ない。

(4) 墓地不用時の処理と取り扱い方法

墓地総会(平成30年5月13日)から一定期間(2年)の猶予後、

「安城市霊園の設置及び管理に関する条例」に準ずるものとする。(下表)

区 分	還付する額
猶予期間 (平成30年5月13日から 平成32年「令和2年」5月12日まで)	既納の使用料
使用の許可を受けた日から1年以内に墓所を使用することなく返還したとき。「令和3年5月」	既納の使用料に95%を乗じて得た額
使用の許可を受けた日から3年以内に墓所を返還したとき。「令和5年5月」	既納の使用料に70%を乗じて得た額
使用の許可を受けた日から3年を超え5年以内に墓所を返還したとき。「令和7年5月」	既納の使用料に50%を乗じて得た額
使用の許可を受けた日から5年を超え10年以内に墓所を返還したとき。「令和12年5月」	既納の使用料に20%を乗じて得た額

墓地委員会事務局は返還者に対し使用料を現金にて払い戻しをする。

(5) 返却等による墓地の処理について。

新仏ができた世帯から要望のあった場合は優先的に使用を許可する。
また、一般公募を必要に応じて行う。

(6) 墓地建立場所の確認について

墓地建立時には誤認防止のため事務局に場所を確認する。

(7) 使用者の管理義務

使用者は、常に墓所を清掃し、墳墓の管理に努めるとともに、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置をしなければならない。

3. 住所等の変更の届出

「使用者」は、住所、氏名等を変更したときは、速やかに墓所使用変更届を墓地委員会に提出しなければならない。

4. その他

本運用細目等、定めのない事項は、墓地委員会の議決により、改廃できるものとする。

<判断準拠目安>

*安城市霊園の設置及び管理に関する条例

*安城市霊園の管理に関する規則

付記： 年号「平成→令和」の変更があり、説明のため朱記にて追記する。